

(写)

龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和 8 年 6 月 1 9 日

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市条例第 3 1 号

龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
龍ヶ崎市国民健康保険税条例（昭和 4 1 年龍ヶ崎市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（課税額） 第 2 条 省 略 2 基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>6 7 万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>6 7 万円</u>とする。 3 } 省 略 5 } （国民健康保険税の減額） 第 22 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、基礎課税額から別表第 5 に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>6 7 万円</u>を超える場合には、<u>6 7 万円</u>）、後期高齢者支援金等課税額から別表第 6 に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 2 6 万円を超える場合には、2 6 万円）、介護納付金課税額から別表第 7 に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 1 7 万円を超える場合には、1 7 万円）及び子ども・子育て支援納付金課税額から別表第 8 に掲げる額を減額し	（課税額） 第 2 条 省 略 2 基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>6 6 万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>6 6 万円</u>とする。 3 } 省 略 5 } （国民健康保険税の減額） 第 22 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、基礎課税額から別表第 5 に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>6 6 万円</u>を超える場合には、<u>6 6 万円</u>）、後期高齢者支援金等課税額から別表第 6 に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 2 6 万円を超える場合には、2 6 万円）、介護納付金課税額から別表第 7 に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 1 7 万円を超える場合には、1 7 万円）及び子ども・子育て支援納付金課税額から別表第 8 に掲げる額を減額し

て得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額とする。

(1) 省 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき31万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき57万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

2 }
4 } 省 略

付 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の龍ヶ崎市国民健康保険税条例（以下「改正後の条例」という。）第2条及び第22条の規定は、令和8年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

て得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額とする。

(1) 省 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

2 }
4 } 省 略